

遊漁に関するルール

北海道では、次のとおり海面及び内水面の漁業調整規則を設けており、これらには釣りに関するルールも含まれています。

海面

①漁業法と水産資源保護法の規定を受けて、漁業の調整に関して必要な事項を定めた規則が「北海道海面漁業調整規則」です。この規則は、海面で行われる漁業に関する定めですが、釣りなどの遊漁にも関係しているため、注意が必要です。



[遊漁に関する制限の主なもの]

- (ア) 体長等による制限又は禁止 (第35条)
- (イ) 禁止区域等 (第39条)
- (ウ) 河口付近等におけるさけ・ますの採捕の禁止 (第42条)
- (エ) 遊漁者等の漁具又は漁法の制限 (第44条) など

②漁業を営む権利を漁業権といい、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採ると、**漁業権侵害罪**や**窃盗罪**に問われることがあります。

漁業権(共同または区画)の内容となっている主な定着性水産動植物

海藻類	のり・ぶのり・こんぶ・わかめ・ひじき・てんぐさ・まつも・もずく など
動物	うに・しゃこ・たこ・なまこ・ほや・ほっかいえび・えむし など
貝類	あさり・あかかい・ほたてかい・ほっかい・いかい・かき・しじみ・さざえ など

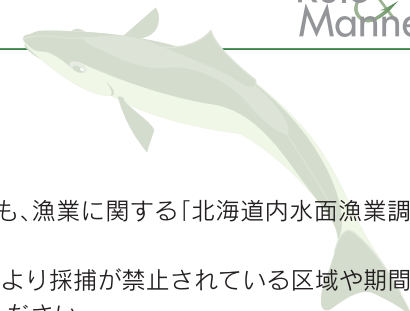
(漁業権設定に関する詳細は、関係する漁業協同組合に確認してください。)

③遊漁者が行える漁具・漁法は次のとおりです (規則第44条)。

- ☆ 竿釣り及び手釣り
- ☆ たも網(網口及び網の長さの最長部が40cm未満に限る)
- ☆ 徒手による採捕

注意!!

トローリングやヘラ曳きは、漁法上『曳き縄釣り』に該当するため、遊漁者が行うことは、**禁止されています**。また**引っ掛け釣り**も、竿釣りに該当しないため同様に**禁止されています**。



内水面

①海面と同様に、河川や湖沼などの内水面にも、漁業に関する「北海道内水面漁業調整規則」があります。

規則では、漁具や漁法の制限のほか、魚種により採捕が禁止されている区域や期間があります。詳しくは、14ページ以降をご覧ください。

[内水面での主な制限の内容]

項目	根拠	対象魚種など
保護水面	水産資源保護法	すべての水産動物 周年
資源保護水面	規則第47条	知事指定魚種(やまべ) 指定期間
漁業の禁止	規則第44条	さけ・さくらます・からふとます(刺し網、引っ掛け釣り)
その他制限事項	規則第45条	さけ・ます・やまべ・あゆの禁止区域や期間など
	規則第47条	
	規則第49条	ブラウントラウト等外来3魚種(移植禁止)
委員会指示	漁業法第67条	千歳川・斜里川・目名川

注意!!

北海道内水面漁業調整規則が改正され、平成22年1月5日から、次の漁業が禁止漁業となりました。(規則第44条)

これに違反した場合、懲役3年・罰金200万円以下の罰則が適用されます。

(禁止漁業)

- さけ・さくらます・からふとます刺し網漁業
- さけ・さくらます・からふとます引っ掛け釣り漁業

②次の漁具・漁法を用いて水産動植物を採捕する場合は、知事の許可が必要となります(規則第26条)。

1. 刺し網
2. 流し網
3. 敷き網
4. 地びき網
5. 船びき網
6. はえなわ
7. 投網
8. どう
9. かご
10. やな
11. たも網(網口又は網の長さの最長部が40cm以上のものに限る)
12. さで網(網口又は網の長さの最長部が40cm以上のものに限る)

③次の漁具・漁法により、水産動植物を採捕してはいけません(規則第46条)。

- ・水中に電流を通す漁法・やす又はかぎを使用する漁法(『引っ掛け釣り』を含む)
- ・もじ網を使用する漁法・小型定置網・底建網

注意!!

やまべの採捕制限

やまべの採捕については、北海道内水面漁業調整規則で定める禁止期間のほか、保護水面・資源保護水面・委員会指示の採捕禁止措置が設けられておりますので、注意してください。

[調整規則の禁止期間]

- ・4月～5月: 上川・空知・石狩・後志・檜山・渡島・胆振の各振興局所管区域内の内水面
- ・5月～6月: 日高・十勝・釧路・根室・オホーツク・宗谷・留萌の各振興局所管区域内の内水面

引っ掛け釣りは『かぎを使用する漁法』に該当する**禁止漁法**です。